

# **女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画**

**平成28年4月**

**龍郷町**

## 龍郷町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

龍郷町  
龍郷町議会  
龍郷町教育委員会  
龍郷町選挙管理委員会  
龍郷町農業委員会  
龍郷町監査委員

龍郷町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、龍郷町、龍郷町議会、龍郷町教育委員会、龍郷町選挙管理委員会、龍郷町農業委員会、龍郷町監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、龍郷町特定事業主行動計画委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町農業委員会事務局、町監査委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町農業委員会事務局、町監査委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活

における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### 【配置・育成・登用】

平成 32 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 27 年度の実績（2 人）より引上げ、3 人以上にする。

#### 【継続就業及び仕事と家庭の両立】

平成 32 年度までに、男性職員の育児休業取得を推進する。

平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得を推進する。

#### 【長時間勤務関係】

平成 32 年度までに、職員の年次休暇平均取得日数を、平成 27 年度の実績 13.3 日より引上げ 15.0 日以上にする。

平成 28 年度から平成 32 年度までの間、ノー残業デー（毎週水曜日）の実施を強化し、定時退庁を推進する。

### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町農業委員会事務局、町監査委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### 【配置・育成・登用】

平成 28 年度より、将来の管理職候補となるべき女性職員の育成を図るため、職域拡大等による多様なポストへ積極的に配置する。また、女性職員向けのセミナーやキャリアデザイン研修などの情報提供等を行い、積極的な参加を支援する。

平成 28 年度より、臨時職員について、必要な業務研修を実施する。

#### 【継続就業及び仕事と家庭の両立】

平成 28 年度より、組織として、男性職員の育児参画を進める。

平成 28 年度より、制度の周知等、意識改革を図り、男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図る。

#### 【長時間勤務関係】

平成 28 年度より、ノー残業デー（毎週水曜日）への取り組みを強化し管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。

平成 28 年度より、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。